第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　材料の送給装置等を備えたプレス機械に取り付ける光線式安全装置の検出機構の投光器及び受光器は、次の各号に定めるところに適合するものである場合は、前条第一号の規定にかかわらず、当該送給装置等に係る検出を無効にできる構造とすることができる。

一　検出を無効とするための切替えは、キースイッチにより一光軸ごとに設定を行うものであること。

二　検出を無効にする送給装置等に変更があったときには、再び前号の設定を行わなければスライドを作動させることができない構造のものであること。

三　検出を無効にする送給装置等が取り外されたときには、スライドの作動による危険を防止するために投光器及び受光器が必要な長さにわたり有効に作動するものであること。

第二十一条第一項中「シヤー」を「シャー」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の次に次の二章を加える。

第四章の二　制御機能付き光線式安全装置

（制御機能付き光線式安全装置）

第二十二条　制御機能付き光線式安全装置（スライドによる危険を防止するための機構として第一条第三号の機能を利用する場合における安全装置であって、検出機構を有し、かつ、身体の一部による光線の遮断の検出がなくなったときに、スライドを作動させる機能を有するものをいう。以下同じ。）は、検出機構が、身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライドの作動を停止させることができる構造のものでなければならない。

2　制御機能付き光線式安全装置は、次の各号に定めるところに適合するプレス機械に使用できるものでなければならない。

一　ボルスター上面の高さが床面から七百五十ミリメートル以上であること。ただし、ボルスター上面から検出機構の下端までに安全囲い等が設けられている場合を除く。

二　ボルスターの奥行きが千ミリメートル以下であること。

三　ストローク長さが六百ミリメートル以下であること。ただし、プレス機械に安全囲い等が設けられ、かつ、検出機構を設ける開口部の上端と下端との距離が六百ミリメートル以下である場合を除く。

四　クランクプレス等にあっては、オーバーラン監視装置の設定の停止点が十五度以内であること。

3　制御機能付き光線式安全装置の投光器及び受光器は、容易に取り外し及び取付け位置の変更ができない構造のものでなければならない。

4　制御機能付き光線式安全装置のスライドを作動させるための機構は、スライドの不意の作動を防止することができるよう、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一　キースイッチにより制御機能付き光線式安全装置の危険防止機能を選択する構造のものであること。

二　当該機構を用いてスライドを作動させる前に、起動準備を行うための操作を行うことが必要な構造のものであること。

三　三十秒以内に当該機構を用いてスライドを作動させなかった場合には、改めて前号の操作を行うことが必要な構造のものであること。

5　第二十条の規定は、制御機能付き光線式安全装置について準用する。この場合において、同条第二号中「五十ミリメートル」とあるのは「三十ミリメートル」と読み替えるものとする。

第四章の三　プレスブレーキ用レーザー式安全装置

（プレスブレーキ用レーザー式安全装置）

第二十二条の二　プレスブレーキ用レーザー式安全装置（第一条第四号の機能を有し、プレスブレーキに使用する安全装置をいう。以下同じ。）は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一　検出機構を有し、身体の一部がスライドに挟まれるおそれのある場合に、当該身体の一部が光線を遮断したことを検出することによりスライドの作動を停止させることができる構造のものであること。

二　スライドの閉じ行程の作動中に身体の一部若しくは加工物が光線を遮断したことを検出し、又はスライドが設定した位置に達した後、引き続きスライドを作動させる場合は、その速度を毎秒十ミリメートル以下（以下「低閉じ速度」という。）とする構造のものであること。

2　プレスブレーキ用レーザー式安全装置は、次の各号に適合するプレスブレーキに使用できるものでなければならない。

一　閉じ行程におけるスライドの速度を低閉じ速度とすることができる構造のものであること。

二　低閉じ速度でスライドを作動するときは、スライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドが作動する構造のものであること。

3　プレスブレーキ用レーザー式安全装置の検出機構は、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

一　投光器及び受光器は身体の一部がスライドに挟まれるおそれのある場合に機能するよう設置でき、スライドが下降するプレスブレーキに用いるものにあっては、スライドの作動と連動して移動させることができる構造のものであること。

二　スライドの閉じ行程の作動中（低閉じ速度による作動中に限る。）に検出を無効とすることができる構造のものであること。

第二十三条中「第一条第四号の機能を有するプレス機械の安全装置で手引き式のもの（以下「手引き式安全装置」という。）」を「手引き式安全装置」に改め、同条を第二十三条の二とする。

第五章中第二十三条の二の前に次の一条を加える。

（手引き式安全装置）

第二十三条　第一条第五号の機能を有するプレス機械の安全装置は、手引き式のもの（以下「手引き式安全装置」という。）でなければならない。

第六章を削り、第七章を第六章とする。

第二十九条第一項第六号中「にあつては」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあっては」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八　プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、次に定める事項

イ　レーザー光線を遮光した時から急停止機構が作動し、スライドが停止するまでの時間（単位　ミリ秒）

ロ　使用できるプレスブレーキの急停止距離（イの時間に応じスライドが停止するまでの距離をいう。）（単位　ミリメートル）

ハ　有効距離（単位　ミリメートル）

九　手引き式安全装置にあっては、最大手引き量（単位　ミリメートル）

第二十九条第一項第五号中「両手操作式安全装置及び光線式安全装置にあつては」を「開放停止型インターロックガード式安全装置、両手操作式安全装置、光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」に改め、同号ホ中「安全一行程式安全装置及び光線式安全装置にあつてはニ」を「開放停止型インターロックガード式安全装置、安全一行程式安全装置、光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつてはホ」に、「にあつてはロ」を「にあつてはハ」に、「にあつては押しボタン等」を「にあつてはスライドを作動させるための操作部」に、「光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」を「光線式安全装置及び制御機能付き光線式安全装置にあつては」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、同号ハ中「にあつては、手」を「及び制御機能付き光線式安全装置にあつては、身体の一部」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「にあつては、押しボタン等を押した」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部を操作した」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「にあつては、押しボタン等」を「にあつては、スライドを作動させるための操作部」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加え、同号を同項第六号とする。

イ　開放停止型インターロックガード式安全装置にあつては、ガードを開いた時から急停止機構が作動を開始する時までの時間（単位　ミリ秒）